

# 五島市地域防災計画

令和2年3月

(令和6年3月修正)

五島市防災会議



# 目 次

<b>第 1 部 総則</b>	<b>1-1</b>
<b>第 1 章 計画の概要</b>	<b>1-2</b>
第 1 節 計画の目的	1-2
第 2 節 計画の構成	1-2
第 3 節 計画の修正	1-2
<b>第 2 章 五島市の概況</b>	<b>1-3</b>
第 1 節 地勢	1-3
第 2 節 気象	1-3
<b>第 3 章 防災関係機関の処理すべき事務または業務の大綱</b>	<b>1-4</b>
第 1 節 指定地方行政機関	1-4
第 2 節 自衛隊	1-5
第 3 節 県	1-5
第 4 節 市	1-5
第 5 節 指定公共機関及び指定地方公共機関	1-6
第 6 節 公共的団体	1-7
<b>第 4 章 災害の想定</b>	<b>1-9</b>
第 1 節 風水害	1-9
第 2 節 地震	1-9
第 3 節 津波	1-10
<b>第 2 部 災害予防計画</b>	<b>2-1</b>
<b>第 1 章 災害に強いまちづくり</b>	<b>2-2</b>
第 1 節 風水害予防対策	2-2
第 2 節 火災予防対策	2-3
第 3 節 地震災害予防対策	2-4
第 4 節 まちの防災構造化	2-6
第 5 節 建築物の災害予防	2-7
<b>第 2 章 地域の防災力の向上</b>	<b>2-9</b>
第 1 節 地域防災体制の確立	2-9
第 2 節 企業防災の促進	2-12
第 3 節 要配慮者対策	2-13
<b>第 3 章 災害応急・復旧対策への備え</b>	<b>2-15</b>
第 1 節 防災業務施設の整備	2-15
第 2 節 災害備蓄物資、資機材の確保	2-17
第 3 節 相互応援体制の整備	2-18

第4節 緊急輸送活動体制の整備	2-19
第5節 避難体制の整備	2-20
第6節 医療・保健に係る対策	2-22
第7節 災害ボランティア活動の環境整備	2-23
第8節 災害廃棄物処理体制の整備	2-24
第9節 罹災証明書の発行体制の整備	2-25
第10節 自主防災活動の推進	2-26

### 第3部 災害応急対策計画 ----- 3-1

#### 第1章 活動体制の確立 ----- 3-2

第1節 災害対策本部等の設置	3-2
----------------	-----

#### 第2章 災害対応のコーディネート ----- 3-4

第1節 情報の収集・伝達	3-4
第2節 広報	3-5
第3節 自衛隊の災害派遣要請要求	3-6
第4節 県、他市町村等への応援要請	3-7
第5節 緊急輸送	3-8
第6節 自主防災組織の活動	3-9

#### 第3章 命を守る ----- 3-10

第1節 水防・土砂災害警戒活動	3-10
第2節 津波警戒活動	3-11
第3節 避難情報の発令	3-12
第4節 消火活動	3-13
第5節 二次災害の防止	3-14
第6節 救出救助	3-15
第7節 医療救護活動	3-16

#### 第4章 生活を守る ----- 3-17

第1節 避難所等の運営	3-17
第2節 食糧・生活必需品等の供給	3-18
第3節 給水活動	3-19
第4節 保健衛生活動	3-20
第5節 し尿、生活ごみの処理	3-21
第6節 行方不明者の捜索、死体の処理・埋葬	3-22
第7節 社会秩序の維持	3-23
第8節 漂流油による沿岸汚染対策	3-24

#### 第5章 復旧への足がかり ----- 3-25

第1節 住宅の確保	3-25
第2節 文教対策	3-26

第3節 災害廃棄物の処理	3-27
第4節 公共土木施設の応急対策	3-28
第5節 ボランティアの受入れ	3-29
第6節 農林水産業の応急対策	3-30

## **第4部 災害復旧・復興計画 ----- 4-1**

### **第1章 公共施設の災害復旧 ----- 4-2**

第1節 公共施設の災害復旧	4-2
---------------	-----

### **第2章 生活再建 ----- 4-3**

第1節 企業等の再建支援	4-3
第2節 被災者の生活再建支援	4-4
第3節 義援金品の受付・配分	4-5

### **第3章 災害復興 ----- 4-6**

第1節 災害復興	4-6
----------	-----



# 第1部 総則

# 第1章 計画の概要

## 第1節 計画の目的

本計画は、災害対策基本法第42条の規定に基づき、五島市の地域にかかる災害対策に関して次の事項を定め、もって総合的かつ計画的な防災の推進を図り、防災の万全を期することを目的とします。

- 本市の地域に係る防災に関し、本市及び本市地域を管轄する指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関及び公共的団体その他防災上重要な施設の管理者の処理すべき事務または業務の大綱
- 災害に関する防災施設の新設または改良、防災のための調査研究、教育及び訓練その他の災害予防の計画
- 災害に関する情報の収集及び伝達、予報または警報の発令及び伝達、避難、消火、水防、救難、救助、衛生その他の災害応急対策の計画
- 災害復旧に関する計画
- その他必要な計画

## 第2節 計画の構成

本計画の構成は、以下のとおりです。

編	概要
本編	災害対策基本法に基づき、市の防災対策や災害応急対策について、基本的な事項を記載したもの
マニュアル編	災害時の市の応急対策、復旧・復興対策の手順等を具体的に記載したもの
資料編	様式、各種基準、データ、規則・条例・要綱等

## 第3節 計画の修正

本計画は、社会情勢の変化に応じて常に実情に合ったものとするため、災害対策基本法第42条の規定に基づき、毎年検討を加え、必要があるときは、防災会議での承認を経て修正を行います。



## 第2章 五島市の概況

### 第1節 地勢

本市は、九州の最西端に位置し、長崎港の西方海上約100kmの五島列島の南西部、福江島、奈留島、久賀島、枕島、黄島、赤島、蕨小島、島山島、嵯峨島及び前島の10の有人島と53の無人島からなっています。

面積は、420.12k m<sup>2</sup>（国土地理院調べ）であり、地質は、大部分が古代三紀の砂岩、礫岩、頁岩及び珪岩からなっており、地形は極めて複雑で火山群を伴う沈降性地累島群で、多くの溺れ谷をもち、その海岸線は屈曲に富んでいます。

### 第2節 気象

周囲を海に囲まれているため、九州本土に比べ夏は涼しく、冬は温暖であり、平年値\*における年平均気温は17.0℃となっています。

平年値における年平均降水量は2,338.8ミリで、長崎市の同量1,894.7ミリと比べ123%と多く、このうち梅雨と台風期の降水量が約50%を占めています。台風は7月頃から9月頃にかけて来襲し、本市から概ね300km以内に接近する台風の平年値は、3.8個となっています。

※平年値とは、過去30年間の気象要素の平均値のこと。ここでは、1991年から2020年までの統計データを用いている。

#### 【資料編】

資料集：1-1.九州北部地方（山口県を含む）への台風接近数

資料集：1-2.累年の極値・順位値表（風、降水量）

## 第3章 防災関係機関の処理すべき事務または業務の大綱

五島市の地域にかかる災害対策に関して、防災関係機関の処理すべき事務または業務の大綱は、以下のとおりです。それぞれの役割分担のもと、連携・協力して災害対策を行います。

### 第1節 指定地方行政機関

機関名	業務の大綱	電話番号	防災会議委員
五島警察署	1. 災害時における治安、交通、通信及び県警察相互応援要請に係る連絡調整など警察行政に関する調整	72-8110	長崎県五島警察署長
九州農政局 長崎県拠点	1. 災害時における主要食糧の需給対策	095-845-7121	九州農政局長崎支局総括農政推進官
長崎森林管理署 福江森林事務所	1. 国有林野等の森林治水事業の防災管理 2. 国有林における荒廃地の災害復旧 3. 森林火災予防対策 4. 災害応急用材の需給対策	72-2714	長崎森林管理署 福江森林事務所 首席森林官
五島海上保安署	1. 災害時、海上における人命、財産の救助、その他救助を必要とする場合の援助並びに海上の治安警備 2. 災害時における海上緊急輸送及び治安の維持 3. 海上において、人命、積み荷及び船舶の救助を行うもの並びに船舶交通に関する障害を除去するものの監督	72-3999	長崎県海上保安部五島海上保安署長
長崎地方気象台	1. 気象、地象、水象の観測及びその成果の収集、発表 2. 気象、地象（地震にあっては、発生した断層運動による地震動に限る）、水象の予報・警報等の防災情報の発表、伝達及び解説 3. 気象業務に必要な観測、予報及び通信施設の整備 4. 地方公共団体が行う防災対策に関する技術的な支援・助言 5. 気象庁が発表する緊急地震速報（警報）の利用の心得などの周知・広報 6. 防災気象情報の理解促進、防災知識の普及啓発	095-811-4862	気象庁長崎地方気象台次長
長崎労働基準監督署五島駐在事務所	1. 工場、事業場における労働災害の防止及び災害救助に対する援助	72-2951	長崎労働基準監督署五島駐在事務所長
九州地方整備局 長崎港湾・空港整備事務所	1. 港湾施設の整備と防災管理 2. 港湾及び海岸(港湾区域内)における災害対策の指導 3. 所管施設の被害状況の把握 4. 情報連絡網の構築 5. 現地情報連絡員（リエゾン）の派遣 6. 災害応急措置 7. 港湾・海岸保全施設等の応急復旧工法の指導 8. 海上の流出油に対する防除措置 9. その他必要と認められる事項	095-878-5203	—
九州防衛局	1. 災害時における防衛省（本省）との連絡調整 2. 災害時における自衛隊及び米軍との連絡調整の支援	092-483-8811	—

## 第2節 自衛隊

機関名	業務の大綱	電話番号	防災会議委員
航空自衛隊 第15警戒隊	1. 災害時における人命、財産の救援及び応急復旧活動 支援	84-2074	航空自衛隊第15 警戒隊長

## 第3節 県

機関名	業務の大綱	電話番号	防災会議委員
長崎県	1. 県防災会議に関する事務 2. 防災施設の新設、改良及び復旧の実施 3. 水防その他の応急措置 4. 県地域の災害に関する情報の収集、伝達及び被害調査 5. 被災者に対する救助及び救護措置 6. 災害時における保護衛生、文教、治安及び交通対策 7. その他県の所掌事務についての防災対策 8. 市町が処理する災害事務及び業務の実施についての 救助及び調整 9. 災害対策に関する隣接県間の相互応援協力等	095-824 -1111	長崎県五島振興 局長 長崎県五島保健 所長

## 第4節 市

機関名	業務の大綱	電話番号	防災会議委員
五島市	1. 市防災会議に関する事務 2. 防災施設の新設、改良及び復旧の実施 3. 消防、水防その他の応急措置 4. 市地域内の災害に関する情報の収集、伝達及び被害調査 5. 被災者に対する救助及び救護措置 6. 災害時における保健衛生、文教及び交通対策 7. その他市の所掌事務についての防災対策 8. 市内関係団体が実施する災害応急対策等の調整 9. 災害対策に関する隣接市町間の相互応援協力等	72-6111	五島市副市長 五島市教育長 五島市消防長 総務企画部長 市民生活部長 福祉保健部長 地域振興部長 産業振興部長 建設管理部長

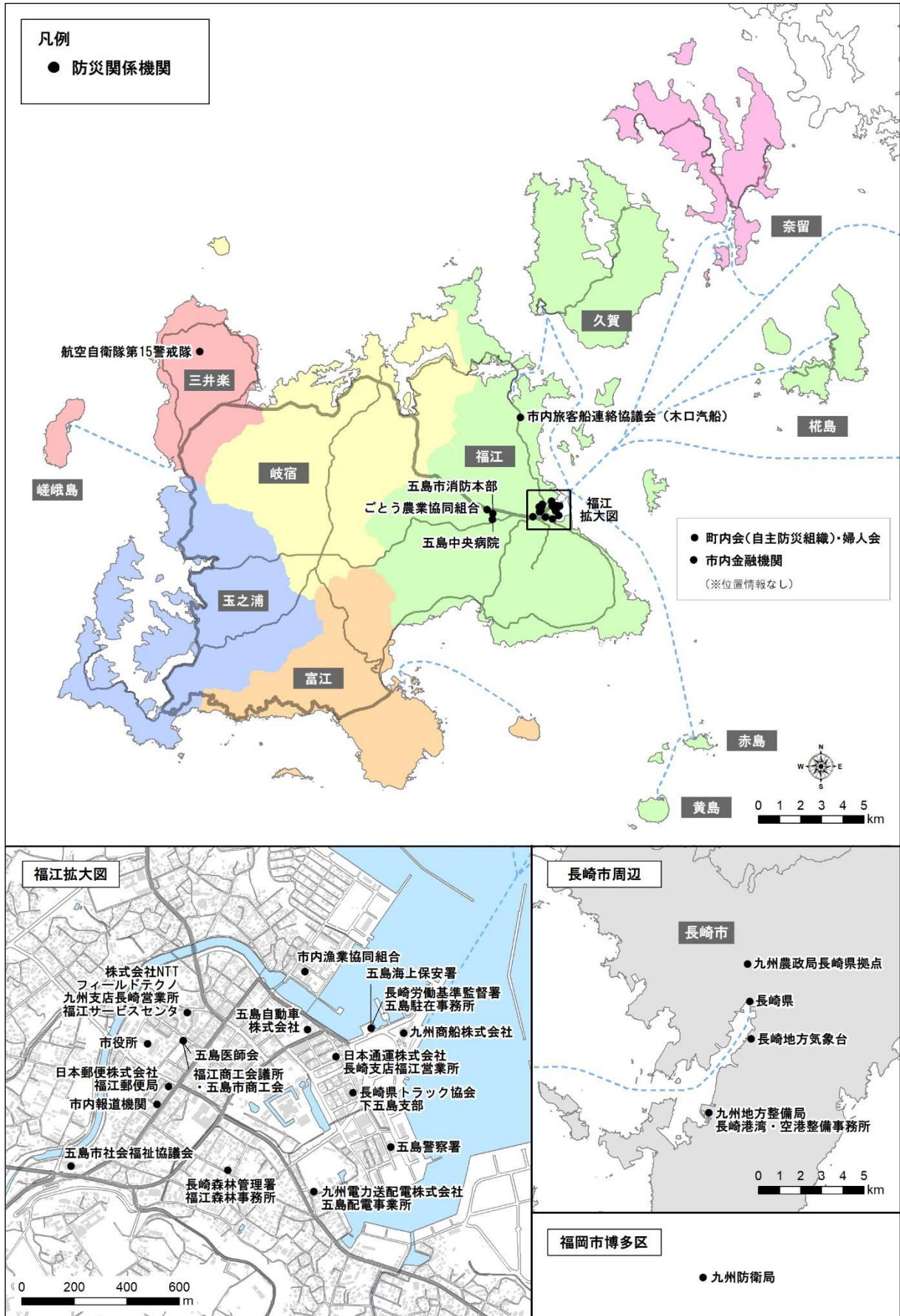
**第5節 指定公共機関及び指定地方公共機関**

機関名	業務の大綱	電話番号	防災会議委員
日本郵便株式会社福江郵便局	1. 災害時における郵政事業運営の確保 2. 災害時における郵政事業に係る災害特別事務取扱及び援護対策	0570-943-801	日本郵便株式会社福江郵便局長
株式会社NTTフィールドテクノ長崎設備部福江センタ	1. 電信電話施設の保全と災害非常電話の確保	75-0066	株式会社NTTフィールドテクノ長崎設備部福江センタ
市内報道機関	1. 防災知識の普及 2. 気象予報、警報等の放送による周知徹底 3. 災害状況及び災害対策等の周知徹底	72-2226	長崎新聞社五島支局長
五島中央病院	1. 災害時における医療、助産等の救助 2. 被災負傷患者等の収容保護	72-3181	五島中央病院長
五島医師会	1. 災害時における医療、助産、救護の実施	72-5000	五島医師会会長
日本通運株式会社長崎支店福江営業所	1. 災害時における緊急の海上及び陸上輸送	72-5617	日本通運株式会社長崎支店福江営業所
九州電力送配電株式会社五島配電事業所	1. 電力施設の整備と防災管理 2. 災害時における電力供給の確保 3. 被災施設の応急対策と災害復旧	0800-777-9425	九州電力送配電株式会社五島配電事業所
五島自動車株式会社	1. 災害時における自動車による避難場所への陸上輸送の確保	72-2173	五島自動車株式会社代表取締役社長
九州商船株式会社	1. 災害時における救助物資等の海上輸送の確保	72-2191	九州商船株式会社福江支店長
市内旅客船連絡協議会（木口汽船）	1. 災害時における救助物資等の海上輸送の確保	73-0003	市内旅客船連絡協議会（木口汽船）
長崎県トラック協会下五島支部	1. 災害時における救助物資等の輸送の確保 2. 災害時の応援輸送	72-2928	長崎県トラック協会下五島支部長

## 第6節 公共的団体

機関名	業務の大綱	防災会議委員
福江商工会議所・ 五島市商工会	1. 災害時における物資の需給及び価格の安定対策 2. 被災商工業者に対する融資の調整	福江商工会議所会頭
町内会（自主防災 組織）・婦人会	1. 避難者の誘導及び避難所内の協力に関する事 2. 被災者に対する炊き出し及び救援物資の配分等の協 力に関する事 3. その他被災状況調査等の協力に関する事	五島市町内会連合会長 五島市婦人防火クラブ 連絡協議会会長
ごとう農業協同 組合	1. 農地農業用施設に関する防災及び災害復旧対策 2. 被災農家に対する融資のあっせん及び助成	ごとう農業協同組合 総務部長
市内漁業協同組合	1. 漁業用施設に関する防災及び災害復旧対策 2. 被災漁家に対する融資のあっせん及び助成	—
五島市社会福祉 協議会	1. 災害時におけるボランティアの受け入れに関するこ と	五島市社会福祉協議 会長
五島市消防団	1. 災害時における市の指揮下での応急対策の実施	五島市消防団長

《防災関係機関位置図》



## 第4章 災害の想定

### 第1節 風水害

台風の接近や集中豪雨等により、浸水被害や土砂災害の発生が想定されます。

なお、市内では、浸水や土砂災害の危険が想定される箇所等の指定が行われています。

#### 【資料編】

資料集：2.危険箇所に関する資料

### 第2節 地震

長崎県では、県内で発生が予想される地震や、それによってもたらされる物的、人的被害について検討を行い、その結果を「長崎県地震アセスメント調査報告書」(H18.3)としてとりまとめました。

本報告書によると、長崎県に影響を及ぼすと想定される活断層では、五島市で震度3～4が予測されます。

ただし、福岡県西方沖地震のように、活断層が確認されていなかったところで地震が発生する可能性があるため、活断層の存在の有無と無関係に、各市町中心部の直下でM6.9の震源を想定した場合の想定も行われています。この想定によると、五島市では震度6弱～6強が予測されます。

活断層		地震規模 (マグニチュード)	本市の震度予測
県内	雲仙地溝北縁断層帯	M7.3	震度3～4
	雲仙地溝南縁東部断層帯	M7.0	震度3以下
	雲仙地溝南縁西部断層帯	M7.2	震度3～4
	雲仙地溝南縁東部断層帯と西部断層帯の連動	M7.7	震度3～4
	島原沖断層帯	M6.8	震度3以下
	橘湾西部断層帯	M6.9	震度3～4
	大村一諫早北西付近断層帯	M7.1	震度3～4
県外	布田川・日奈久断層帯(熊本県)	M8.0	震度3～4
	警固断層系(福岡県)	M7.2	震度3～4
五島市中心部直下の震源を想定した場合の震度予測		M6.9	震度6弱～6強

出典：「長崎県地震アセスメント調査報告書」(H18.3)

## 第3節 津波

長崎県では、「最大クラスの津波」に対して総合的防災対策を構築する際の基礎として、津波浸水想定を作成しています。本想定は、長崎県に大きな被害をもたらすと考えられる6ケースの津波浸水シミュレーション結果を重ね合わせ、最大となる浸水域、浸水深を示したものです。

本想定結果によると、五島市における津波の想定は、以下のとおりとなっています。

### □ 浸水面積

1cm 以上 30cm 未満	30cm 以上 1m 未満	1m 以上 2m 未満	2m 以上 5m 未満	5m 以上	浸水面積 合計
60ha	130ha	160ha	—	—	350ha

※ 河川部分を除いた陸域部の浸水面積

### □ 沿岸部における最高津波水位等

五島市沿岸	3 m	南海トラフケース
-------	-----	----------

※ この津波浸水想定は、現在の知見を基に津波の浸水予測を行ったものであり、想定より大きな津波が来襲し、津波高は高くなる可能性があります。

※ 「最高津波水位」は、海岸線における津波の水位を標高で表示しています。なお、メートル以下第2位を四捨五入し第1位を切り上げた数値を表示しています。

※ 気象庁が発表する「津波の高さ」は平常潮位（津波が無かった場合の同じ時間の潮位）からの高さですので、最高津波水位とは異なります。

※ 標高は東京湾平均海面からの高さ（単位：T.P.+m）として表示しています。

### □ 最高津波水位等

南海トラフ ケース 1			南海トラフ ケース 2		
影響開始 時間 (分)	最大津波 到達時間 (分)	最高津波 水位 (T.P.+m)	影響開始 時間 (分)	最大津波 到達時間 (分)	最高津波 水位 (T.P.+m)
83	138	3	84	147	3

※ この津波浸水想定は、現在の知見を基に津波の浸水予測を行ったものであり、想定より大きな津波が来襲し、津波高は高く、到達時間は早くなる可能性があります。

※ 「影響開始時間」は、海岸線における海面水位が±20cmの変動が生じるまでの時間です。

※ 気象庁が発表する「津波の高さ」は平常潮位（津波が無かった場合の同じ時間の潮位）からの高さですので、最高津波水位とは異なります。

出典：「津波浸水想定について（解説：第2版）」（長崎県/H28.10.31公表）



## 第2部 災害予防計画

# 第1章 災害に強いまちづくり

## 第1節 風水害予防対策

区分	事業内容	担当
<b>1. 水害予防</b> 大雨等による水害の予防に向けて、各種予防対策を実施します。	①洪水・氾濫防止のための河川改良工事 ②河川堤防・護岸における弱点箇所の補強工事 ③河川流水を妨げる構造物や河川敷の不法建築物の撤去 ④河川の水理工、床止工（又は頭首工）、根固め工等の不良箇所の補強 ⑤許可構造物の洪水に対する耐久力の検討と必要に応じた補強 ⑥用水の取入口、排水の吐け口等の扉の点検 ⑦堤防の漏水防止工の実施 ⑧溜池等における不良箇所対策 ⑨指定された浸水想定区域における洪水ハザードマップの作成及び市民等への配布	総務課（総務企画部） 建設課 農林課
<b>2. 土砂災害予防</b> 連続的降雨または集中豪雨等による地すべり、急傾斜地の崩壊に対し、各種予防対策を実施します。 <small>※警戒区域等については資料編による。</small>	①土砂災害警戒区域等の整備 ・ 計画的な崩壊防止工事や砂防ダム等の整備（県と連携） ②土砂災害警戒区域等における警戒避難体制等の整備 ・ 情報の収集・伝達、避難、救助等の警戒避難体制の確立 ・ 円滑な避難のため必要な情報の住民への周知（土砂災害に関する情報の伝達方法、避難地等） ・ 土砂災害警戒区域内にある要配慮者利用施設の所有者又は管理者に対する計画作成及び訓練の指導	建設課 総務課 長寿介護課 社会福祉課 教育総務課
<b>3. 風害・高潮予防</b> 台風及びそれに伴う高潮による被害を防止するため、各種予防対策を実施します。	①海岸、港湾、漁港、その他公共施設等に対する予防対策（港内の施設の強化等） ②農作物の防災対策 ・ 気象情報に留意した予防措置及び時期または作物を考慮した予防措置の指導等	建設課 農林課 水産課 管理課

## 【資料編】

資料集：2.危険箇所に関する資料

資料集：6.水防に関する資料

## 第2節 火災予防対策

区分	事業内容	担当
<b>1. 火災予防に関する指導、啓発</b> 火災の未然防止及び火災による被害の拡大防止のため、市民や事業者に対する指導や啓発を行います。	① 市民に対する火災予防思想の普及及び火災の早期発見、早期通報の啓発 ② 防火対象物に対する火災予防査察 ③ 火災予防条例に基づく取締りの強化促進(特に気象状況による広報、巡回の実施) ④ 公共建物に対する消火設備の適正配置の指導 ⑤ 設置義務のある建物に対する避難器具の設置とその維持管理の監督指導 ⑥ 選任義務のある未選任対象物に対する、防火管理者の選任指導及びこれらの者に対する防火思想の普及徹底	消防本部
<b>2. 消防力の強化</b> 消防力の充実強化を図ります。	① 消防施設、資機材、消防水利等の整備促進 ② 消防関係者に対する消防技術の育成指導 ③ 民間防火組織の育成推進 ④ 消防用通路の確保促進 ⑤ 通信施設の整備促進	消防本部
<b>3. 大規模火災対策</b> 本市は過去に福江大火を経験していることから、大規模な火災への対策に努めます。	① 大規模な火災への対策の推進 ※「糸魚川市大規模火災を踏まえた今後の消防のあり方に関する検討会の検討結果について」(平成29年5月19日付消防消第117号)に示される基本的な考え方、各消防本部において取り組むべき事項を踏まえて実施	消防本部
<b>4. 森林火災の防止</b> 森林火災を未然に防止するとともに、火災による被害の拡大防止を図るための対策を行います。	① 山火事防止のための啓発活動	消防本部
<b>5. 危険物取扱の規制</b> 消防法で定める発火性又は引火性物品(石油類等)の貯蔵取扱いについて、随時指導、取締りを行う。	① 不良施設及び無許可施設の早期改造の勧奨と摘発 ② 危険物の安全取扱いに対する取扱主任者の資質向上	消防本部

## 第3節 地震災害予防対策

区分	事業内容	担当
<b>1. 耐震性の確保</b> 地震により建築物、土木構造物等に甚大な被害が生じることのないよう、これらの耐震性を強化します。	以下の施設等の耐震性の強化 ・ 建築物 （※詳細は、本章第5節「建築物の災害予防」参照） ・ 土木構造物 ・ 通信施設 ・ ラインライン施設 ・ 防災関連施設	建設課
<b>2. 液状化対策</b> 住宅、宅地の液状化対策について情報提供や注意喚起を行うとともに、公共施設の液状化対策を検討します。	① 戸建て住宅等の敷地内の液状化対策に関する知識の普及と啓発 ② 液状化の判断における地域ごとの危険度に関する情報提供、注意喚起（県と連携） ③ 液状化のおそれがある地域において開発や建築を行う場合における、液状化対策に有効な措置の注意喚起 ④ 埋立地、干拓地における地盤災害対策の推進 ⑤ 防災拠点施設の液状化対策への対応検討（県と協議）	建設課
<b>3. 山崩れ・地すべり等の防止</b> 地震により、災害の発生が予想される地滑り危険箇所、急傾斜地崩壊危険箇所、土石流危険箇所等について防災施設の整備を図ります。 また、溜池等の破壊及び貯水の溢水による被害を防止するために、耐震補強を行います。	① 市の危険区域の指定 ② 危険区域における防災施設の整備、対策工事の実施 ③ 人家、道路等を下流域にもつ危険な溜池における堤体の補強及び付帯構造物の新設・改修	建設課 農林課
<b>4. 津波災害の防止</b> 津波による被害に対処するため、河川・海岸・漁港施設等の整備を図ります。	① 人口の集中した背後地をもつ河川・海岸・港湾・漁港における津波防護岸の新設、かさ上げ、補強、防潮水門の設置等	建設課 水産課
<b>5. 地震火災の防止</b> 地震火災から市民の生命を守るため、都市の不燃化の促進や、市民や事業者への指導を行います。  参考 1 地震火災防止に向けた指導内容	① 避難地、避難路の周辺にある建築物の不燃化に向けた調査、研究及び不燃化事業実施の指導 ② 以下の者に対する地震火災防止に向けた指導 ・ 市民 ・ 危険物関係施設、工場 ・ 不特定多数の者が出入りする施設	建設課 消防本部

## 参考 1 地震火災防止に向けた指導内容

区分	指導内容
危険物施設、 少量危険物取扱所	必要な安全対策を関係事業所に周知し、その実施を促進する。
高圧ガス施設	高圧ガス貯槽に設けられている緊急しや断弁に感震装置を布設するよう指導するとともに、施設の耐震診断と補強の指針を作成し、安全を促進する。
プロパンガス消費設備	プロパンガスボンベについて、鎖等により転倒防止装置の実施を徹底するとともにガス放出防止器等の取付を促進する。
研究室、実験室等薬品 類を保有する施設	混合発火が生じないよう予防措置を講ずることを指導する。
不特定多数の者が出入 りする施設	劇場、百貨店、旅館、雑居ビル、建築物の地階等の不特定多数の者が出入りする施設における出火防止対策について特に指導を強化する。
石油ストーブ	耐震自動遮断装置付き石油ストーブの使用の徹底を図る。
家庭用小型燃料タンク	燃料タンクは、転倒防止装置を施すよう指導する。
その他の出火危険物	アルコール類、ベンジン、塗料用溶剤等の貯蔵、保管について安全な措置を講ずるよう指導する。

## 【資料編】

資料集：8.輸送に関する資料

## 第4節 まちの防災構造化

区分	事業内容	担当
<b>1. 都市の防災構造化</b> 災害に強いまちづくりのため、市街地の面的整備や、防災に資する各種都市施設の総合的・一体的整備に配慮しつつ、都市の防災構造化を推進します。	① 地震防災緊急事業五箇年計画の作成及びそれに基づく事業の実施 ② 防災に関する方針の都市計画への位置づけ ③ 避難路及び消防活動困難区域の解消に資する道路整備の推進 ④ 老朽木造住宅密集市街地等防災上危険な市街地の解消に向けた土地区画整理事業、市街地再開発事業等の推進 ⑤ 建築物の不燃化に向けた避難地、避難路、延焼遮断帯等の確保	総務課（総務企画部） 建設課
<b>2. 防災拠点の確保</b> 災害時の防災拠点となる場所を確保するとともに、その機能強化を図ります。	① 防災拠点となる都市公園の確保 ② 防災拠点の機能強化	各所管課
<b>3. 災害に強い道路網の整備</b> 災害に強い道路網を整備するため、必要な道路整備を推進します。	① 緊急輸送道路の通行確保のために必要な道路整備（代替ルート整備）、指定の推進 ② 災害危険箇所の解消	建設課

## 第5節 建築物の災害予防

区分	事業内容	担当
<b>1. 特殊建築物の災害予防対策</b> 特殊建築物の安全性を確保し、災害を防止するための各種対策を推進します。	① 建築基準法第12条に基づく建築物の指定及びこれらに係る保安状況の定期調査報告の指導 ② 特殊建築物のうち、学校、病院、工場、事業場、興業場、百貨店その他多数の者が出入し、勤務し、又は居住する建築物に対する以下の対策 ・ 消防用設備等の設置義務がある対象物について、未設置の場合における整備促進 ・ 防火管理者の選任義務がある対象物について、未選任の場合における選任促進 ・ 予防査察の実施 ③ 建築監視員制度の実施	建設課 消防本部
<b>2. 教育施設の災害予防対策</b> 教育施設の安全性を確保し、災害を防止するための各種対策を推進します。	① 老朽危険校舎の改築または応急補強工事の施工 ② 防災上の諸条件を考慮した学校の立地場所の選定(学校を新設する場合) ③ 学校施設の建築(改築、改造を含む。)に併せた防災施設、緊急避難設備の整備 ④ 消防用水利の確保及び火災報知設備、消火器、バケツ等資器材の整備促進 ⑤ 浸水の危険のある学校における被害防止に向けた堤防のかさ上げ補強等の工事の促進、避難通路の整備(関係機関と協議)	教育総務課
<b>3. 文化財の災害予防対策</b> 災害により文化財が被災することを予防するため、必要な災害予防対策を推進します。	① 予防施設、設備の整備促進 ② 予防対策指導の実施 ③ 文化財防火デーでの合同消防訓練	教育総務課
<b>4. 建築物の耐震対策</b> 建築物の耐震化や、建築物内部の耐震対策を推進します。	① 建築主及び建築士会等に対する新築建築物の耐震性確保の指導 ② 市民に対する住宅の耐震診断、耐震補強実施の啓発、指導(自主防災組織活動等と連携して説明会を実施) ③ 防災上重要な建物(病院、社会福祉施設、学校)の耐震化促進	総務課(総務企画部) 未来創造課 建設課

区分	事業内容	担当
	④ 電気設備、空調設備、給排水設備等の耐震化促進 ⑤ コンピューターの安全対策 ・ 市が保有するコンピューターシステムの安全対策 ・ コンピューターシステムを扱う企業に対する安全対策実施の啓発 ⑥ 家具等の転倒防止対策の啓発、指導	

## 参考 2 県内における体制

建築物の災害予防対策については、県、市町及び関係団体による「長崎県建築物等総合防災対策推進協議会」において、各構成団体と連携のもと、建築物及び宅地に係る災害予防対策を相互に関連づけ、情報の合理的、効率的な蓄積と発信を図るものとします。

**市民のみなさまへ**

地震に備えて、特に昭和56年以前に建築された住宅にお住まいの方は、耐震診断や耐震改修を進めましょう。

併せて、ブロック塀の転倒防止対策や、家具の転倒防止対策、ガラスの飛散防止対策など、住宅の内外における防災対策に努めて下さい。



## 第2章 地域の防災力の向上

### 第1節 地域防災体制の確立

区分	事業内容	担当
<b>1. 防災知識の普及啓発</b> より効果的な避難行動、防災活動の実施に向けて、防災関係職員及び市民に対して防災知識の普及啓発を図ります。 <small>参考 3 防災知識普及の内容</small>	①市職員等に対する防災教育 ②市民に対する防災知識の普及（学校、自主防災組織等の避難訓練の際に講話を実施） ③児童生徒に対する防災教育 ④広報紙によるお知らせ ⑤その他	総務課（総務企画部） 学校教育課
<b>2. 防災訓練</b> 災害発生時において迅速確実な避難行動、応急措置を実施するため、各種防災訓練を実施します。	①総合防災訓練 ②消防訓練 ③水防訓練 ④避難・救助訓練 ⑤図上訓練（災害対策本部の設置・運営訓練等） ⑥非常無線通信訓練	総務課（総務企画部） 消防本部
<b>3. 消防団の育成・強化</b> 救出活動、消火活動等、常備消防とともに地域社会における消防防災の中核的な役割を果たす消防団について育成・強化を図ります。	①消防団活動に対する理解促進 ②消防団への参加促進（事業所への協力要請や女性消防団員の加入促進等） ③消防団員の資質向上に向けた教育・訓練の充実	総務課（総務企画部） 消防本部
<b>4. 民間防災組織の確立</b> 災害応急活動は、市等の行政機関だけでなく、民間協力機構や公共的団体等の協力によりはじめて成果が期待できるため、これら団体の組織化を図り、災害応急活動の効率化に向けた協力体制の確立に努めます。	以下の団体に対する協力団体としての依頼及び育成強化 ・農業団体 ・水産業団体 ・赤十字ボランティア ・社会教育関係団体 等	総務課（総務企画部）
<b>5. 自主防災活動の推進</b> 防災に関する市民の役割は極めて大きく、「自分達の安全は自分達の手で守る」という意識を持ち、地域の防災活動を着実に実施するため、自主防災組織の育成を図ります。 <small>参考 4 自主防災活動の推進に向けた市民・自主防災組織・事業所・市の役割</small>	①町内会等を単位とした自主防災組織の組織化 ②自主防災組織の育成 ・自主防災組織リーダー研修会 ・自主防災組織単位での避難訓練への協力 ・防災講話の実施 ③事業所等における自主防災活動の促進 ④自主防災組織の充実に向けた定期的な研修会の開催	総務課（総務企画部）

参考 3 防災知識普及の内容

対象	教育の内容
市職員	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 災害に関する基礎知識</li> <li>● 五島市地域防災計画と市が実施している防災対策</li> <li>● 災害が発生した場合に、職員が具体的にとるべき行動（職員の動員体制と任務分担、情報伝達体制）</li> <li>● 防災対策の課題その他必要な事項</li> </ul>
市民	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 災害に関する基礎知識</li> <li>● 災害発生時の行動指針等の応急対策</li> <li>● 災害危険区域等に関する知識</li> <li>● 避難場所、避難路その他避難対策に関する知識</li> <li>● 住宅の耐震、火災予防、非常持ち出し品の準備等の平常時の準備</li> <li>● 応急手当等看護に関する知識</li> </ul>

参考 4 自主防災活動の推進に向けた市民・自主防災組織・事業所・市の役割

主体	役割
市民	<p><b>平常時から実施する事項</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 防災に関する知識の習得</li> <li>● 地域の危険度の理解促進</li> <li>● 家庭における防災の話し合い</li> <li>● 災害時における避難場所、避難路及び最寄りの医療救護施設の確認</li> <li>● 石油ストーブ、ガス器具等について耐震自動消火等火災予防措置の実施</li> <li>● 家屋の補強</li> <li>● 家具その他落下倒壊危険物の対策</li> <li>● 飲料水、食料、日用品、医療品等生活必需品の備蓄（3日分、できれば1週間分）</li> </ul> <p><b>災害発生時に実施が必要となる事項</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 正確な情報の把握</li> <li>● 非常持出品の準備</li> <li>● 火災予防措置及び初期消火</li> <li>● 負傷者の応急手当及び軽傷者の救護</li> <li>● 適切な避難及び避難計画</li> <li>● 自力による生活手段の確保</li> </ul>
自主防災組織	<p><b>自主防災組織の組織化</b> 現在、市における町内会の自主防災組織率は令和5年4月時点で98.3%となっている。</p> <p><b>防災知識の学習</b> 正しい防災知識を一人一人が持つように研修会、防災訓練等あらゆる機会を活用し啓発を行う。主な啓発事項は、避難情報、平常時の防災対策、災害時の心得、自主防災組織が活動すべき内容、自主防災組織の構成員の役割等である。</p> <p><b>自主防災組織内での構成員の活動</b> 構成員は、市民の防災対策の啓発活動を行うほか、組織内の各種活動の企画、実施に参画する。</p> <p><b>防災点検の実施</b> 家庭と地域の対策を結び付ける効果的な防災活動を行い、また防災活動用の資機材の整備及び点検を定期的に行う。</p> <p><b>防災訓練の実施</b> 総合防災訓練・地域防災訓練・その他の訓練において、災害発生時の対応に関する事項を主な内容とする防災訓練を実施する。この場合、他の地域の自主防災組織、職域の防災組織、市等と有機的な連携をとるものとする。</p>

主体	役割
	ア 情報の収集及び伝達の訓練 イ 出火防止及び初期消火の訓練 ウ 避難訓練 エ 救出及び救護の訓練 オ 炊き出し訓練  <b>地域内の他の組織との連携</b> 地域内事業所の防災訓練や地域におけるコミュニティ組織と連携を密にし、総合的な自主防災組織の推進に努めるものとする。
事業所等	自主的な防災組織を作り、関係地域の自主防災組織と連携をとり事業所及び関係地域の安全の確保に積極的に努める。 事業所等における自主防災活動は、それぞれの事業所等の実情に応じて、概ね次のものについて行うものとする。 <ul style="list-style-type: none"> <li>● 防災訓練</li> <li>● 従業員等の防災教育</li> <li>● 情報の収集、伝達体制の確立</li> <li>● 火災その他災害予防対策</li> <li>● 避難対策の確立</li> <li>● 応急救護等</li> <li>● 飲料水、食料、生活必需品等災害時に必要な物資の確保</li> </ul>
市	自主防災組織づくりを推進するとともに、自主防災に関する認識を深め、組織の充実を図るために定期的に研修会を開催する。 ・まちづくり協議会と連携し、防災訓練やワークショップ、図上訓練を積極的に実施する。

### 市民のみなさまへ

市や県等の防災関係機関が実施する研修会、訓練等に積極的に参加して、災害から身を守るための基本的な知識や行動力を身に付けましょう。

大規模な災害が発生した場合には、地域住民や企業等が連携して活動することが重要です。積極的に自主防災組織の活動に参加して、協力体制を作りましょう。

## 第2節 企業防災の促進

区分	事業内容	担当
<b>1. 企業の防災力向上</b> 企業の従業員や顧客の安全を確保するとともに、地域の一員として、被害の軽減及び災害復旧・復興に貢献することができるよう、企業の防災力向上に努めます。	① 企業防災に資する情報の提供 ② 優良企業表彰、企業の防災に係る取組の積極的評価等による企業の防災力向上の促進	総務課（総務企画部）
<b>2. 企業の事業継続に向けた支援</b> 災害が発生した場合においても、企業の重要な業務が中断しないこと、中断しても短い期間で再開することができるよう、企業の事業継続に向けた支援を行います。	① 事業継続計画（BCP）策定支援 ② 事業継続マネジメント（BCM）構築支援 ③ 事業継続力強化支援計画の策定（商工会議所、商工会等との協力）	商工雇用政策課

### 参考 5 企業の実施事項

※「防災基本計画」（中央防災会議）より抜粋

企業は、災害時に企業の果たす役割（生命の安全確保、二次災害の防止、事業の継続、地域貢献・地域との共生）を十分に認識し、自らの自然災害リスクを把握するとともに、リスクに応じた、リスクコントロールとリスクファイナンスの組み合わせによるリスクマネジメントの実施に努めるものとする。

具体的には、各企業において災害時に重要業務を継続するための事業継続計画（BCP）を策定するよう努めるとともに、防災体制の整備、防災訓練の実施、事業所の耐震化・耐浪化、損害保険等への加入や融資枠の確保等による資金の確保、予想被害からの復旧計画策定、各計画の点検・見直し、燃料・電力等の重要なライフラインの供給不足への対応、取引先とのサプライチェーンの確保等の事業継続上の取組を継続的に実施するなど事業継続マネジメント（BCM）の取組を通じて、防災活動の推進に努めるものとする。

特に、食料、飲料水、生活必需品を提供する事業者や医療機関など災害応急対策等に係る業務に従事する企業等は、国及び地方公共団体が実施する企業等との協定の締結や防災訓練の実施等の防災施策の実施に協力するよう努めるものとする。

## 第3節 要配慮者対策

区分	事業内容	担当
<b>1. 避難行動要支援者の支援体制整備</b> 災害が発生し、または災害が発生するおそれがある場合に、自ら避難することが困難な者であって、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るため特に支援を要する者（避難行動要支援者）への迅速な避難支援に向けて、避難行動要支援者名簿の作成、提供等の対策を行います。  <small>参考 6 避難行動要支援者名簿の作成要領 参考 7 避難支援等関係者の範囲等</small>	① 避難行動要支援者名簿の作成及び更新（毎年） ② 避難支援等関係者への名簿の事前提供（同意を得た者のみ） ③ 通常の音声・言語による手段では適切に情報が入手できない避難行動要支援者を考慮した、多様な情報伝達手段の確保 ④ 避難行動要支援者の全体計画及び個別計画の策定 ⑤ 避難行動支援に係る共助力の向上	総務課（総務企画部） 社会福祉課
<b>2. 社会福祉施設等における安全確保</b> 社会福祉施設や幼稚園、保育所における要配慮者への安全確保対策を推進します。	① 社会福祉施設等の管理者に対する指導、助言その他の支援 ② 社会福祉施設等における避難確保計画の策定状況や避難訓練の実施状況の定期的な確認	社会福祉課 長寿介護課
<b>3. 観光客、旅行者等の安全確保</b> 地理不案内な観光客、旅行者等の安全確保対策を推進します。	① 観光客、旅行者への情報提供、帰宅手段の検討	文化観光課
<b>4. 外国人の安全確保</b> 言語、文化、生活環境の異なる外国人の災害時における被害を最小限にとどめ、的確な行動がとれる防災環境づくりに努めます。	① 外国人への防災知識の普及に向けた、外国語の防災パンフレットの作成 ② 外国語通訳ボランティアの事前登録等、活動体制の整備 ③ 災害時情報提供アプリの紹介、普及	総務課（総務企画部）

## 参考 6 避難行動要支援者名簿の作成要領

**避難行動要支援者の範囲**

生活の基盤が自宅にある者のうち、以下の要件に該当する者

- 要介護認定3～5を受けている者
- 身体障害者手帳1・2級（総合等級）の第1種を所持する身体障がい者（心臓、じん臓機能障害のみで該当する者は除く。）
- 療育手帳Aを所持する知的障がい者
- 精神障害者保健福祉手帳1級を所持する者で単身世帯の者
- 上記以外で関係者や本人が名簿掲載を求め、市が支援の必要を認めた者

**避難行動要支援者名簿の記載事項**

- 氏名
- 生年月日
- 性別
- 住所又は居所
- 電話番号その他の連絡先
- 避難支援等を必要とする事由（要介護区分や手帳種類・等級情報のみ。）
- 避難の際注意すべき点等の特記事項

**名簿の作成方法**

市が把握している情報から該当者を抽出し、毎年更新する。

## 参考 7 避難支援等関係者の範囲等

**避難支援等関係者の範囲**

避難支援等関係者は以下の者とする。

- 消防機関
- 警察
- 民生委員、児童委員
- 五島市社会福祉協議会

**避難支援等関係者の対応・安全確保**

- 避難支援等関係者は、担当する避難行動要支援者について日頃より状況把握に努めるとともに、災害発生時には名簿情報に基づいて避難支援を行うこと。
- 避難支援等関係者は、災害が発生した際、本人またはその家族等の生命及び身体の安全を守ることが大前提であり、地域の実情や災害の状況に応じて、可能な範囲で避難支援等を行うものとする。
- 避難行動要支援者には、名簿の提供に係る同意を得る段階で、災害発生時には避難支援を拒否しないこと及び、災害時において必ずしも支援がなされるものを保証するものではないことの理解を得ること。

**個人情報の適正管理**

- 避難行動要支援者名簿は、要介護状態区分や障がい支援区分等の秘匿性の高い個人情報も含まれるため、当該避難行動要支援者を担当する地域の避難支援等関係者に限り提供する。
- 災害対策基本法に基づき、避難支援等関係者個人に守秘義務が課せられていることを十分に説明し、施錠可能な場所への保管、複製の禁止、取扱者の限定、更新時の名簿の確実な回収等について研修・指導を行う。
- 名簿提供に不同意の避難行動要支援者の名簿についても、災害時及び災害発生のおそれのある場合において特に必要があると認めるときは、避難支援等の実施に必要な限度で関係者へ名簿を提供することができるとなっていることから、この場合においても提供先の責任者を定め、名簿情報の廃棄・返却等、適正な情報管理を図るよう努める。

**市民のみなさまへ**

災害時の避難誘導を視野に入れて、日ごろから地域の高齢者、障害者等の要配慮者とコミュニケーションをとり、支援体制を整えましょう。

## 第3章 災害応急・復旧対策への備え

### 第1節 防災業務施設の整備

区分	事業内容	担当
<b>1. 情報収集・伝達手段の整備</b> 災害時における迅速・確実な情報収集及び伝達のため、必要な無線・通信施設を整備します。 参考 8 情報収集・伝達手段の整備計画	①通常通信手段が途絶した場合における通信手段の確保（防災行政無線等） ②監視カメラ等の画像情報の収集・連絡システムの整備 ③市職員への情報伝達（参集連絡等）手段の確保 ④市民へ迅速かつ的確に情報を伝達するための伝達手段の確保 ⑤情報の地図化等による伝達手段の高度化	総務課（総務企画部）
<b>2. 水防・消防・救助施設等の整備</b> 迅速な水防・消防活動の実施に向けて、必要な設備や資機材の確保を図ります。	①水防活動に向けた土嚢、鋼杭、大型ハンマー、スコップ、モップ等の準備 ②消防ポンプ自動車、防火水槽、可搬式動力ポンプ等の消防施設の整備 ③消防水利の多様化及び適正配置 ・防火水槽、耐震性貯水槽の整備 ・海水、河川水等の自然水利の活用 ・水泳プール、ため池等の指定消防水利としての活用等	建設課 消防本部
<b>3. 災害対策本部の空間・機能の整備</b> 災害対策本部となる本庁舎や支所等の主要な行政施設が災害時にその機能を発揮できるよう、施設の安全対策や、必要な機能整備を行います。	①本庁舎等主要な行政施設の安全性の点検及び必要な対策 ②災害対策本部の空間の確保 ③非常用電源設備、通信施設の整備 ④必要な資機材の配備	総務課（総務企画部） 財政課

## 【資料編】

資料集：6-2.水防器材の明細

## 参考 8 情報収集・伝達手段の整備計画

## (1) 防災行政無線

屋外子局（デジタル）206局

## (2) 防災情報伝達制御システム

防災行政無線、ホームページ、緊急速報メールに一斉送信するためのシステムを構築する。

## (3) アットインフォカナルシステム

## ア 職員参集情報伝達

職員安否確認、参集指示、避難所等のライフライン情報や避難者情報を収集するため活用する。

## イ スマートフォンアプリ

個々が所有するスマートフォンに、防災情報を配信するための専用アプリを配信する。

## ウ 専用户別受信機

防災行政無線（屋外子局）がない地区や音達範囲外の世帯のうち、危険区域内の世帯に無償貸与する。

## (4) 電話応答サービス

通信内容の聞き逃しや聞き取りづらさを解消するため、電話応答システム（0120-75-0890）を設置し、住民への周知徹底を図る。



## 第2節 災害備蓄物資、資機材の確保

区分	事業内容	担当
<b>1. 災害備蓄物資、資機材の確保</b> 被災時における市民の生命・安全の確保や迅速な応急対策の実施に向けて、救援物資や応急対策機材を確保します。	①食品、飲料水、被服、寝具、その他生活必需品等の確保 ②応急対策機材の確保 ③災害時における工事用特殊車両や復旧資材の確保に向けた土木建設関連会社との協定締結と連絡体制の確保 ④自主防災組織への資機材の配布	総務課（総務企画部） 建設課

### 【資料編】

資料集：9-1.防災担当部署保管器材

### 市民のみなさまへ

電気やガス、水道などのライフラインが止まった場合に備えて、最低3日分（できれば1週間分）の飲料水や非常食などを備蓄しておきましょう。

**第3節 相互応援体制の整備**

区分	事業内容	担当
<b>1. 相互応援体制の整備</b> 災害時における人的、物的支援を円滑に受けるため、他自治体及び民間団体との協定締結を推進するとともに、円滑な応援受入に向けた体制を整備します。	① 県内及び県外の市町村との協定締結 ② 企業、民間団体等との協定締結 ③ 連絡窓口、活動拠点等の確保に関する調整 ④ 受援計画の策定 ⑤ 応援計画の策定	総務課（総務企画部） 政策企画課

## 【資料編】

資料集：10.他自治体、事業者等との協定

## 第4節 緊急輸送活動体制の整備

区分	事業内容	担当
<b>1. 緊急輸送ネットワークの整備</b> 災害発生時の緊急輸送活動のため、多重化や代替性を考慮しつつ、確保すべき輸送施設（道路、港湾、漁港、飛行場等）及び輸送拠点（トラックターミナル、卸売市場等）について把握するとともに、被災危険を考慮して代替ルートの整備、指定を推進します。	① 緊急輸送路及び代替ルートの指定、整備促進 ② 港湾、漁港における耐震岸壁の整備 ③ 緊急物資の輸送拠点の確保 ④ ヘリポートの指定（県と協議）	総務課（総務企画部） 水産課 建設課
<b>2. 緊急通行車両の事前届出</b> 災害応急対策に使用する車両について、あらかじめ緊急輸送車両の事前届出を行います。	① 警察への緊急輸送車両の事前届出	財政課
<b>3. 障害物除去体制の整備</b> 土砂、立木、落石等により道路が閉塞した場合に迅速に障害物を除去する体制を整備します。	① 土砂、立木、落石等による道路閉塞が予想される箇所における集積または捨土箇所の選定 ② 障害物除去に必要な車両、機械器具等の点検整備 ③ 災害時における車両、器材等の調達に向けた五島振興局建設部、建設業者等との連絡体制の整備 ④ 災害の程度に応じた人員配置計画の作成	建設課

### 【資料編】

資料集：8.輸送に関する資料

## 第5節 避難体制の整備

区分	事業内容	担当
<b>1. 指定緊急避難場所及び指定避難所の指定</b> 災害の危険が切迫した緊急時において安全が確保される施設又は場所を選定し、指定緊急避難場所に指定します。 また、被災者が一定期間避難生活を送るための施設を選定し、指定避難所に指定します。	① 指定緊急避難場所の指定 (津波避難ビルの指定を含む) ② 指定避難所の指定 ③ 指定緊急避難場所及び指定避難所への標高表示板の設置 ④ 指定緊急避難場所及び指定避難所における通信機器等必要な設備の整備 ⑤ 指定緊急避難場所及び指定避難所または届出避難所における物資(飲料水、毛布、仮設トイレ等)の備蓄	総務課(総務企画部)
<b>2. 市民への周知、啓発</b> 災害時に市民が適切な避難行動をとれるよう、平常時から、必要な情報の周知や啓発を行います。 参考 9 避難に関する注意事項	① 指定緊急避難場所及び指定避難所の周知(広報「ごとう」やホームページへの掲載等) ② ハザードマップの作成、配布 ③ 津波浸水想定区域等における避難訓練の実施 ④ 避難に関する注意事項の周知	総務課(総務企画部)
<b>3. 避難情報の判断・伝達体制の整備</b> 災害時に的確に避難情報の発令を判断し、迅速に市民に周知するための体制を整備します。	① 避難情報の判断伝達マニュアルの作成・更新 ② 避難情報発令基準の検討 ③ 市民への情報伝達手段の充実	総務課(総務企画部)

## 【資料編】

資料集：5.避難に関する資料

## 参考 9 避難に関する注意事項

- 避難に際しては、必ず火気危険物等の始末を完全に行う。
- 大雨、台風期には災害に備えて、家屋（屋根、雨戸）を補強し、浸水が予想される場合は、家財を高所に移動させる。
- 会社、工場にあっては、浸水その他の被害による油脂類の流出防止、発火しやすい薬品、電気、ガス等の保安処置を講ずる。
- 避難者は2食程度の食糧、飲料水（水筒等）、手拭等の日用品、照明器具、救急医薬品等を携行する。
- 避難者はできるだけ氏名票を準備する。
- 服装は軽装とするが、素足、無帽は避け、最小限の肌着等の着替えや防寒雨具を携行する。
- 貴重品以外の荷物は持出さない。
- 上記のうち、平素から用意しておける物品等は非常持出袋等に入れて迅速に持出せるようにする。
- 病院、老人ホーム、保育施設等、多数の病人、老人、乳幼児が利用している施設にあっては、平常時において避難計画を立て、市役所、消防署、警察等との連絡を密にしておく。

**市民のみなさまへ**

市のハザードマップを確認し、避難場所や避難経路を確認して下さい。  
また、いざというときに適切な避難ができるように日ごろから準備しておきましょう。

**第6節 医療・保健に係る対策**

区分	事業内容	担当
<b>1. 医療施設の安全性確保</b> 医療施設の災害に対する安全性を確保するため、医療施設の管理者への指導、助言その他の支援を行います。	① 医療施設の管理者が行う防災対策に関する指導、助言その他の支援	国保健康政策課
<b>2. 災害時医療体制の整備</b> 災害時における医療を確保するため、災害時医療体制を整備します。	① 地域の医師会との連携強化(協定締結等) ② 医薬品の供給に関する情報収集及び連絡体制の整備 ③ 医薬品等の搬送手段の確保	国保健康政策課
<b>3. 防疫に係る防災体制の整備</b> 災害時における防疫活動の迅速かつ適切な実施に向けて、防疫業務担当者の育成を行います。	① 災害時の防疫業務担当者に対する関係法令、実務等に関する講習会、研修会等の実施	国保健康政策課

## 第7節 災害ボランティア活動の環境整備

区分	事業内容	担当
<p><b>1. 災害ボランティア活動の環境整備</b></p> <p>災害時におけるボランティア活動を支援するため、県、五島市社会福祉協議会、長崎県社会福祉協議会及び公益財団法人県民ボランティア振興基金と協力し、災害ボランティア活動の環境整備を行います。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>① 学校教育や社会教育を活用したボランティアへの理解促進と実践のきっかけづくり</li> <li>② ボランティアの登録促進</li> <li>③ コーディネータの養成</li> <li>④ ボランティア拠点相互のネットワーク構築</li> <li>⑤ 災害ボランティアセンターの設置、運営に向けた準備</li> <li>⑥ 被災家屋からのがれき、土砂等の撤去等に係る連絡体制の構築</li> <li>⑦ 災害廃棄物の分別・排出方法等に係る広報・周知</li> </ul>	<p>総務課（総務企画部） 社会福祉課 生活環境課</p>

**第8節 災害廃棄物処理体制の整備**

区分	事業内容	担当
<b>1. 一般廃棄物処理施設の耐震化等</b> 災害時における一般廃棄物処理施設の機能維持に向けて、必要な整備を行います。	① 一般廃棄物処理施設の耐震化、不燃堅牢化 ② 一般廃棄物処理施設の非常用自家発電設備等の整備 ③ 断水時に機器冷却水等に利用するための地下水や河川水の確保	生活環境課
<b>2. 災害廃棄物処理体制の整備</b> 災害廃棄物を円滑かつ迅速に処理できるよう、災害廃棄物処理計画を作成し、災害時の処理体制を整備します。	① 災害廃棄物処理計画の作成 ② 災害時の相互協力体制に関する近隣の市町及び廃棄物関係団体等との調整 ③ 仮設トイレやその管理に必要な消毒剤、脱臭剤等の備蓄及び調達体制の整備 ④ バキュームカー、清掃車の確保 ⑤ 一般廃棄物処理施設の補修等に必要な資機材の備蓄 ⑥ 収集車両、機器等の常時整備 ⑦ 生活ごみやがれきの仮置場の配置計画の作成、候補地選定 ⑧ し尿、生活ごみ及びがれきの広域的な処理・処分計画の作成	生活環境課

## 【資料編】

資料集：9-6.汚物処理施設、収集運搬車、清掃業者一覧



## 第9節 罹災証明書の発行体制の整備

区分	事業内容	担当
<b>1. 罹災証明書の発行体制の整備</b> 災害時に罹災証明書の交付が遅滞なく行われるよう、当該業務の実施体制を整備します。	① 罹災証明書の交付に必要な業務の実施体制の整備 ② 効率的な罹災証明書の交付に向けたシステムの活用検討 ③ 罹災証明書の交付に応急危険度判定の結果を活用するための情報共有体制の検討	税務課

## 第10節 自主防災活動の推進

区分	事業内容	担当
1. 自主防災組織の編成	町内会単位から、地域の実情に合った実効性のある組織づくりを支援します。	総務課
2. 自主防災活動の推進	災害時における情報収集や、避難、救出・救護、要配慮者の安否確認、避難所運営等のための訓練等を支援します。	総務課 消防本部
3. 地区防災計画策定	<p>① 地区のルールを自ら決め、形にして共有することで自助・共助の意識高揚、地域コミュニティの良好な関係づくりなどが期待される「地区防災計画」の策定を推進します。</p> <p>② 防災に関する多様な視点からの意見を取り入れるため、女性や多様な世代の参加を求めます。</p>	総務課

## 第3部 災害応急対策計画

# 第1章 活動体制の確立

## 第1節 災害対策本部等の設置

### 業務一覧と実施時期の目安

No.	業務	実施時期の目安					
		発災前	発災～ 3時間	～24 時間	～3日	～7日	～1か月 1か月～
1-1	災害対策準備室の設置						
1-2	災害警戒本部の設置						
1-3	災害対策本部の設置						
1-4	災害対策本部の運営						

### 業務内容

業務内容	実施主体	マニュアル
<b>災害対策準備室の設置</b> 気象情報等の情報を収集し、高齢者等避難の発令に向けた準備や、災害警戒本部または災害対策本部設置に向けた準備を行います。	総務企画対策部 注意体制の配備 職員	P.19
<b>災害警戒本部の設置</b> 気象情報等の情報を収集し、避難指示の発令に向けた準備、危険箇所の巡視、災害対策本部設置に向けた準備を行います。	総務企画対策部 警戒体制の配備 職員	P.20
<b>災害対策本部の設置</b> 全庁的に職員を動員し、直ちに災害対応が行える体制をとります。	総務企画対策部 各部	P.21
<b>災害対策本部の運営</b> 災害対策本部では、被害情報や各班の活動状況等を踏まえて、本部会議を開催して対応方針を決定します。各班は、本部会議の結果に従って災害対応を行い、活動状況を本部会議に伝達します。	総務企画対策部 各部	P.22

#### 【資料編】

- 様式集：1-1.施設の安全確認チェックリスト  
 様式集：1-2.参集状況一覧表  
 様式集：1-3.災害対応指示書

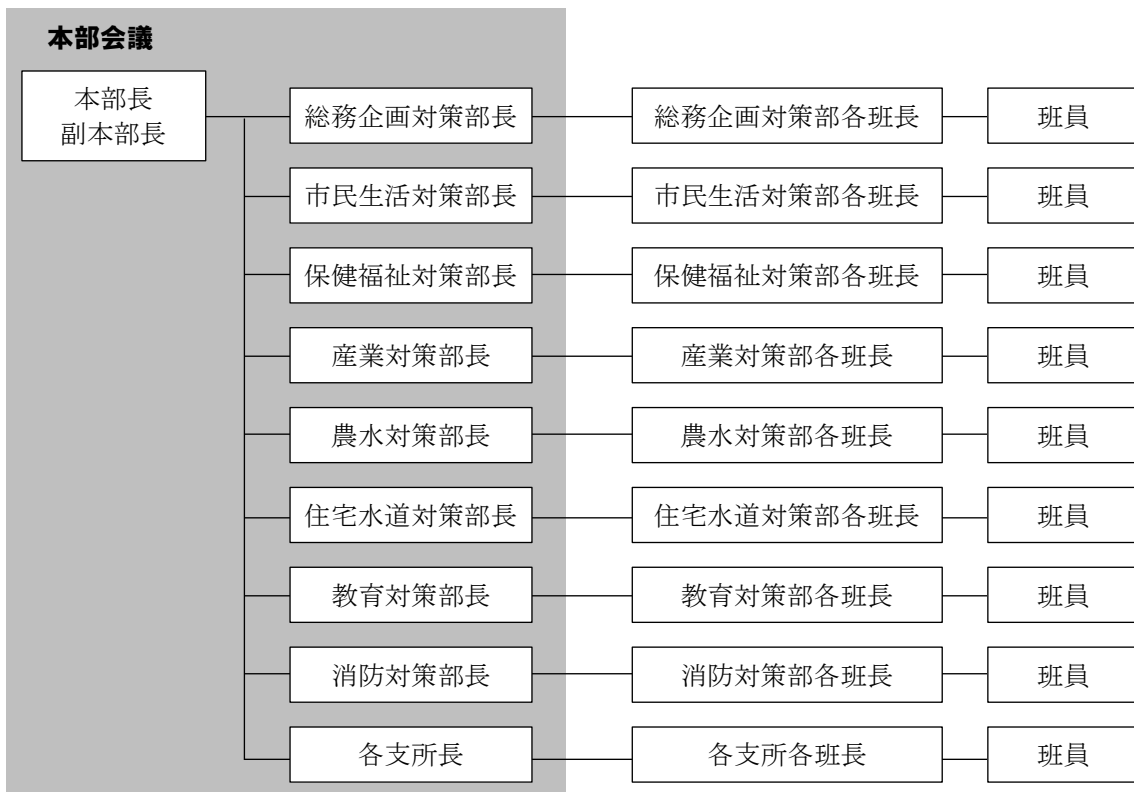
《本部体制・配備体制》

警戒レベル	地震	風水害		本部体制	配備体制
		気象情報の例	避難情報		
1	震度3	早期注意情報	—	—	—
2	震度3 +軽微な災害発生	注意報	—	—	—
3	震度4	警報	—	災害対策準備室	注意体制
			高齢者等避難	災害警戒本部	警戒体制
4	震度5	土砂災害警戒情報 記録的短時間大雨情報	避難指示	災害対策本部	非常体制
5	震度6以上	大雨特別警報 災害発生・切迫	緊急安全確保		

【災害対策準備室】

1. 警報が発表されたら、直ちに本部を立ち上げ県に報告する。
2. 危機管理班職員は、速やかに総務企画対策部長、本部対策班長へ連絡する。
3. 総務企画対策部長は、災害の状況により配備体制を決定し、必要人員を招集する。

【災害警戒本部・災害対策本部】



## 第2章 災害対応のコーディネート

### 第1節 情報の収集・伝達

#### 業務一覧と実施時期の目安

No.	業務	実施時期の目安					
		発災前	発災～ 3時間	～24 時間	～3日	～7日	～1か月 1か月～
1-1	通信手段の確保						
1-2	気象情報の収集・伝達						
1-3	被害情報の収集						
1-4	被害情報の報告						
1-5	災害救助法の適用申請						

#### 業務内容

業務内容	実施主体	マニュアル
<b>通信手段の確保</b> 防災行政無線、電話、インターネット等、情報の収集・伝達を行うための通信手段を確保します。	総務企画対策部	P.24
<b>気象情報の収集・伝達</b> 気象庁が発表する気象情報等を収集し、防災関係機関及び市民に伝達します。	総務企画対策部	P.24
<b>被害情報の収集</b> 市民から寄せられる情報や、職員が参集途上に目撃した被害情報等を収集するとともに、被害状況調査を行います。	総務企画対策部 各部	P.25
<b>被害情報の報告</b> 収集した被害情報を所定の様式にとりまとめ、県に報告します。	総務企画対策部 市民生活対策部 保健福祉対策部 産業対策部 農水対策部 住宅水道対策部 教育対策部	P.27
<b>災害救助法の適用申請</b> 被害状況が災害救助法の適用基準に該当する見込みがあるときは、県に対し災害救助法の適用を申請します。	総務企画対策部	P.28

#### 【資料編】

様式集：2-1.被害情報報告書

様式集：2-2.被害情報集約マップ

様式集：2-3.災害概況即報

様式集：2-4.被害状況即報

資料集：3-1.被害の認定基準

資料集：4-1.災害救助法による救助の程度、方法及び期間

## 第2節 広報

### 業務一覧と実施時期の目安

No.	業務	実施時期の目安					
		発災前	発災～ 3時間	～24 時間	～3日	～7日	～1か月 1か月～
2-1	市民への広報						
2-2	報道機関に対する情報発表						
2-3	市民からの問い合わせに対する回答						
2-4	安否情報照会への回答						

### 業務内容

業務内容	実施主体	マニュアル
<b>市民への広報</b> 各種の広報手段を活用し、また報道機関や自主防災組織の協力を得て、市民に必要な情報を提供します。	総務企画対策部 各部	P.29
<b>報道機関に対する情報発表</b> 報道機関と協議の上、適宜情報発表を行います。	総務企画対策部	P.30
<b>市民からの問い合わせに対する回答</b> 市民からの様々な問い合わせに対応するため、総合窓口を設置します。	市民生活対策部	P.30
<b>安否情報照会への回答</b> 安否情報の照会があったときは、被災者等の権利利益を不当に侵害することのないよう配慮しつつ、可能な限り安否情報を回答するよう努めます。	市民生活対策部	P.30

## 第3節 自衛隊の災害派遣要請要求

### 業務一覧と実施時期の目安

No.	業務	実施時期の目安					
		発災～ 3時間	～24 時間	～3日	～7日	～1か 月	1か月 ～
3-1	自衛隊の災害派遣要請要求						
3-2	派遣部隊の受入れ						
3-3	派遣部隊の撤収要請						

### 業務内容

業務内容	実施主体	マニュアル
<b>自衛隊の災害派遣要請要求</b> 自衛隊の災害派遣が必要と判断したときは、知事に対し自衛隊の災害派遣要請要求を行います。	総務企画対策部	P.31
<b>派遣部隊の受入れ</b> 自衛隊の派遣が決定したときは、必要な受入れ準備を整えます。	総務企画対策部	P.32
<b>派遣部隊の撤収要請</b> 派遣部隊と協議し、他の機関をもって対処できる状況となり、派遣部隊の救援を要しない状態となったときは、派遣部隊の撤収について知事に要請します。	総務企画対策部	P.33

#### 【資料編】

資料集：9-9.自衛隊の派遣において市が準備すべき資機材



## 第4節 県、他市町村等への応援要請

### 業務一覧と実施時期の目安

No.	業務	実施時期の目安					
		発災～ 3時間	～24 時間	～3日	～7日	～1か 月	1か月 ～
4-1	応援要請の方針検討						
4-2	県または他市町村への応援要請						
4-3	技術者、技能者及び労務者等の確保						
4-4	民間団体の活用						
4-5	応援の受入れ						

### 業務内容

業務内容	実施主体	マニュアル
<b>応援要請の方針検討</b> 各部における応援の必要性等を把握し、応援要請の方針を決定します。	総務企画対策部	P.34
<b>県または他市町村への応援要請</b> 県または他市町村の応援が必要な場合、応援を要請します。	総務企画対策部	P.34
<b>技術者、技能者及び労務者等の確保</b> 技術者、技能者及び労務者等が不足する場合、他の防災機関への要請、民間への協力要請、公共職業安定所への斡旋要請等により必要な人員を確保します。	総務企画対策部	P.35
<b>民間団体の活用</b> 必要に応じて、自主防災組織等の民間団体に協力を依頼します。	総務企画対策部	P.35
<b>応援の受入れ</b> 各部における人的資源のニーズを把握し、応援職員の配置を調整します。 また、応援職員用スペースの確保、資機材の準備等を行い、応援職員の活動環境を整えます。	総務企画対策部	P.36

#### 【資料編】

資料集：10-1.協定締結状況一覧

資料集：10-2.長崎県五島区域防災相互応援協定

## 第5節 緊急輸送

### 業務一覧と実施時期の目安

No.	業務	実施時期の目安					
		発災～ 3時間	～24 時間	～3日	～7日	～1か 月	1か月 ～
5-1	輸送手段の確保						
5-2	輸送拠点等の確保						
5-3	交通の確保						
5-4	緊急輸送の実施						

### 業務内容

業務内容	実施主体	マニュアル
<b>輸送手段の確保</b> 市が保有する車両等では輸送手段が不足する場合、関係機関や民間輸送業者等からの借り上げや、県及び自衛隊への応援要請により、輸送手段を確保します。	総務企画対策部 産業対策部	P.37
<b>輸送拠点等の確保</b> 物資等の輸送を効率的に行うため、輸送拠点を開設します。 また、ヘリコプターによる輸送を行えるよう、ヘリポートを開設します。	総務企画対策部 産業対策部	P.38
<b>交通の確保</b> 警察及び他の道路管理者と協力し、市内の道路の通行可否を把握します。 また、市が管理する道路について危険な状況を把握した場合は通行規制を行い、安全を確保します。	住宅水道対策部 五島警察署	P.39
<b>緊急輸送の実施</b> 各部において、所管事項に係る輸送を行います。なお、効率的な輸送のため、総務企画対策部（管理班）が車両等を集中管理します。 必要に応じて、県または自衛隊にヘリコプターによる緊急輸送を要請します。	総務企画対策部 各部	P.40

#### 【資料編】

様式集：4-1.輸送明細書

様式集：4-2.緊急通行車両確認申請書

資料集：8-1.市保有車両

資料集：8-2.市内事業者等が保有する車両・船艇

資料集：8-3.ヘリコプター離着陸地

### 市民のみなさまへ

道路、橋りょう等の交通施設の危険な状況や、交通が極めて混乱している状況を発見した場合は、速やかに市または五島警察署へ通報して下さい。

また、緊急通行車両の通行の確保のための交通規制が行われたときは、速やかに規制区域外へ車両を移動するなど、防災関係機関による緊急輸送への協力をお願いします。

## 第6節 自主防災組織の活動

### 業務一覧と実施時期の目安

No.	業務	実施時期の目安					
		発災～ 3時間	～24 時間	～3日	～7日	～1か 月	1か月 ～
6-1	組織本部の設営						
6-2	情報の収集・伝達						
6-3	自主防災活動						

### 業務内容

業務内容	実施主体	マニュアル
<b>組織本部の設営</b> 活動拠点として、自主防災組織の本部を設営します。	自主防災組織	—
<b>情報の収集・伝達</b> 気象情報等をテレビ、ラジオ等から収集するとともに、市から市民に伝達される情報が伝達されているか確認に努めます。 また、応急対策の実施状況について、必要に応じて市に報告します。	自主防災組織	—
<b>自主防災活動</b> 災害時において、自主防災組織は以下のような活動を実施します。 <ul style="list-style-type: none"> <li>● 初期消火活動</li> <li>● 防災用資機材の配備活用</li> <li>● 避難誘導活動</li> <li>● 救出救助活動</li> <li>● 給食給水活動</li> <li>● 家庭内対策（家具類の固定、タンス・食器棚等の安全対策、出火防止対策、備蓄食糧・飲料水の確認等）の呼びかけ</li> </ul>	自主防災組織	—

### 市民のみなさまへ

災害時により多くの命を守ることや、被災者へのきめ細やかな支援を行うためには、共助を担う自主防災組織の活動が大変重要になります。

「自分たちの地域は自分たちで守る」の考え方のもと、自主防災組織の活動に積極的に参画して下さい。

## 第3章 命を守る

### 第1節 水防・土砂災害警戒活動

#### 業務一覧と実施時期の目安

No.	業務	実施時期の目安					
		発災前	発災～ 3時間	～24 時間	～3日	～7日	～1か月 1か月～
1-1	水防活動						
1-2	土砂災害警戒活動						

#### 業務内容

業務内容	実施主体	マニュアル
<b>水防活動</b> 洪水等の危険が予想される場合、危険箇所の監視を行うとともに、異常を発見したときは直ちに水防活動を行います。	消防対策部 消防団	P.42
<b>土砂災害警戒活動</b> 普段から住民の安全に配慮した対策を講じるとともに、土砂災害前兆現象等が確認された場合は、災害対策本部に報告する。	農水対策部 住宅水道対策部	P.43

#### 【資料編】

資料集：2-1.市指定危険箇所

資料集：2-2.県指定危険箇所

資料集：6-1.河川管理者による水防管理団体が行う水防のための活動への協力に関する確認書

資料集：6-2.水防器材の明細

資料集：6-3.県管理河川

資料集：6-4.五島市内の海岸保全区域

#### 市民のみなさまへ

強い雨や長雨のときは、気象庁が発表する気象情報などに注意して下さい。

また、河川の増水や氾濫、土砂災害の前兆など異常な現象に気付いたら、周囲の人や市役所または消防署に知らせ、いち早く安全な場所に避難して下さい。

## 第2節 津波警戒活動

### 業務一覧と実施時期の目安

No.	業務	実施時期の目安					
		発災前	発災～ 3時間	～24 時間	～3日	～7日	～1か月 1か月～
2-1	津波警報等の伝達						
2-2	海岸線の巡回						

### 業務内容

業務内容	実施主体	マニュアル
<b>津波警報等の伝達</b> 津波注意報、津波警報または大津波警報が発表されたときは、速やかに市民に周知するとともに、海水浴場や漁業協同組合に伝達します。	総務企画対策部	P.44
<b>海岸線の巡回</b> 津波注意報、津波警報または大津波警報の発表後、津波到達まで時間的余裕がある場合は、海岸線（海水浴場、公園等）を巡回します。	消防対策部 農水対策部	P.44

#### 【資料編】

資料集：1-5.津波警報等発表時の広報文例

資料集：9-2.市内海水浴場

資料集：9-3.市内漁業協同組合

### 市民のみなさまへ

日ごろから津波による浸水が予想される箇所や、付近の高台等の避難場所を確認し、いざというときに迅速に避難できるよう備えておいて下さい。

津波注意報、津波警報または大津波警報が発表されたときは、海岸付近にいる方は、周りの方と声を掛け合って速やかに高台へ避難して下さい。

## 第3節 避難情報の発令

### 業務一覧と実施時期の目安

No.	業務	実施時期の目安					
		発災前	発災～ 3時間	～24 時間	～3日	～7日	～1か月 1か月～
3-1	避難情報の発令						
3-2	避難行動要支援者の避難支援						
3-3	学校・要配慮者利用施設等における避難						
3-4	帰宅困難者への対応						

### 業務内容

業務内容	実施主体	マニュアル
<b>避難情報の発令</b> 水害、土砂災害等による人的被害を防止するため、発令基準に基づき、避難情報を発令します。この場合は、各種伝達手段を用いて早急に周知徹底を図ります。	総務企画対策部 市民生活対策部	P.45
<b>避難行動要支援者の避難支援</b> 災害時及び災害発生のおそれのある場合において特に必要があると認めるときは、避難支援等の実施に必要な限度で、避難行動要支援者名簿を避難支援等関係者（消防機関、五島警察署、民生委員・児童委員、五島市社会福祉協議会）に提供し、避難支援及び安否確認を依頼します。	市民生活対策部 五島警察署 消防団 民生委員・児童委員 五島市社会福祉協議会	P.47
<b>学校・要配慮者利用施設等における避難</b> 避難情報を発令した場合、学校、保育所、幼稚園、こども園、病院、社会福祉施設等へ伝達します。 各施設の管理者は、施設利用者の避難誘導を行います。	保健福祉対策部 教育対策部 各施設管理者	P.47
<b>帰宅困難者への対応</b> 帰宅困難者の安全確保及び帰宅支援のため、交通機関の運行情報等の提供や、滞在場所の提供を行います。	総務企画対策部 産業対策部	P.48

#### 【資料編】

様式集：3-1.避難所開設状況一覧

資料集：5-2.指定緊急避難場所、指定避難所、届出避難所一覧

資料集：5-4.避難情報発令時の広報文例

### 市民のみなさまへ

お住まいの地域に避難情報が発令された場合には、状況を見極めて避難して下さい。状況によっては、自宅の2階や近くの高い建物に避難することが適切な場合もあります。

また、お年寄りや障害のある人など避難に時間がかかる人は、移動時間を考えて早めの行動を心がけて下さい。

## 第4節 消火活動

### 業務一覧と実施時期の目安

No.	業務	実施時期の目安					
		発災～ 3時間	～24 時間	～3日	～7日	～1か 月	1か月 ～
4-1	火災発生状況の把握						
4-2	消火活動						

### 業務内容

業務内容	実施主体	マニュアル
<p><b>火災発生状況の把握</b></p> <p>地震が発生した場合、各地に同時に火災が多発する可能性が大きいので、速やかに市内の火災発生状況を把握します。</p> <p>その他、消防ポンプ自動車等の通行可能道路等、的確な消火活動のために必要な情報を収集・把握します。</p>	消防対策部 消防団	P.49
<p><b>消火活動</b></p> <p>地震火災の特殊性を考慮の上、消防団と協力して消火及び延焼防止活動を行います。</p> <p>市民及び事業所は、使用中の火気の遮断、ガスの元栓の閉止等により火災発生を予防するとともに、火災が発生した場合には、初期消火にあたります。</p>	消防対策部 消防団 市民 自主防災組織 事業所	P.50

## 第5節 二次災害の防止

### 業務一覧と実施時期の目安

No.	業務	実施時期の目安					
		発災～ 3時間	～24 時間	～3日	～7日	～1か 月	1か月 ～
5-1	水害・土砂災害等の危険箇所への応急措置						
5-2	被災建築物、被災宅地の応急危険度判定						
5-3	有害物質の漏洩及びアスベストの飛散防止						
5-4	危険物施設等の二次災害防止						

### 業務内容

業務内容	実施主体	マニュアル
<b>水害・土砂災害等の危険箇所への応急措置</b> 二次災害的な水害、土砂災害等を予防するため、専門技術者等を活用して危険箇所の点検を行います。 危険性が高いと判断された箇所については、関係機関や市民に周知するとともに、必要な応急措置を行います。	住宅水道対策部	P.51
<b>被災建築物、被災宅地の応急危険度判定</b> 建築技術者等を活用して、被災建築物や被災宅地の応急危険度判定を速やかに行います。 危険性が高いと判断した場合は、市民の避難措置や、立入禁止措置を行います。	住宅水道対策部	P.52
<b>有害物質の漏洩及びアスベストの飛散防止</b> 関係機関及び工場・事業場と連絡を取り、有害物質の漏洩及びアスベストの飛散の有無、汚染状況、原因等の情報を収集し、必要な応急措置を行います。	市民生活対策部	P.52
<b>危険物施設等の二次災害防止</b> 危険物施設等における爆発等の二次災害を予防するため、施設管理者と協力して施設の点検及び応急措置を行います。	消防対策部 危険物施設の管理者	P.52

### 市民のみなさまへ

地震等により被災した建築物や構造物は、崩れやすい状態となり、その後の余震や降雨による二次災害の危険があります。

防災関係機関が立入禁止措置や避難を指示したときは、危険な場所に近寄らないようにして下さい。



## 第6節 救出救助

### 業務一覧と実施時期の目安

No.	業務	実施時期の目安					
		発災～ 3時間	～24 時間	～3日	～7日	～1か 月	1か月 ～
6-1	救出救助活動						

### 業務内容

業務内容	実施主体	マニュアル
<p><b>救出救助活動</b></p> <p>救出班を編成し、警察、海上保安署と協力して救出活動を行います。</p> <p>また、市民や事業所は、救護班等が到着するまでの間、自らの安全確保に配慮して救出活動を行います。</p>	消防対策部 自衛隊 五島警察署 海上保安署 市民 自主防災組織 事業所	P.53

#### 市民のみなさまへ

大規模災害発生時は、家屋の倒壊や土砂崩れなどにより多数の生き埋めが発生し、公的防災機関だけでは十分な救出救助活動ができないことが予想されるため、地域住民や事業所による協力が必要になります。

なお、過去の災害の教訓から、生存者を救出できる期間は、災害発生から概ね3日間が目安となります。

## 第7節 医療救護活動

### 業務一覧と実施時期の目安

No.	業務	実施時期の目安					
		発災～ 3時間	～24 時間	～3日	～7日	～1か 月	1か月 ～
7-1	救護所及び避難所救護センターの設置・運営						
7-2	医薬品等の確保						
7-3	後方搬送						

### 業務内容

業務内容	実施主体	マニュアル
<b>救護所及び避難所救護センターの設置・運営</b> 救護所及び避難所救護センターを設置し、負傷者等への応急医療を行います。	保健福祉対策部	P.54
<b>医薬品等の確保</b> 医療救護活動に必要な医薬品、医療・救急資機材、血液等を調達・確保します。	保健福祉対策部	P.55
<b>後方搬送</b> 救護所等では対応できない重症患者等は、災害拠点病院等へ搬送します。	消防対策部	P.55

#### 【資料編】

資料集：9-5.主な医療救護班一覧

### 市民のみなさまへ

大規模災害発生時は、負傷者が多数発生し、十分な医療を受けることが困難な状況が予想されます。

日ごろから応急手当の知識と技術を身につけ、できる範囲で応急手当に協力して下さい。

## 第4章 生活を守る

### 第1節 避難所等の運営

#### 業務一覧と実施時期の目安

No.	業務	実施時期の目安					
		発災～ 3時間	～24 時間	～3日	～7日	～1か 月	1か月 ～
1-1	緊急避難場所の開設						
1-2	要配慮者への支援						
1-3	避難所の開設・運営						
1-4	福祉避難所の運営						
1-5	避難所の閉鎖						

#### 業務内容

業務内容	実施主体	マニュアル
<b>緊急避難場所の開設</b> 台風や大雨等の災害時に、危険から逃れるための安全な避難場所として、災害の種類ごとに緊急避難場所を指定し、開設します。また、ペットの受け入れ場所を確保します。	総務企画対策部 市民生活対策部	P.56
<b>要配慮者等への支援</b> 要配慮者のためのスペースを確保します。		P.57
<b>避難所の開設・運営</b> 豪雨や地震等で被災し、一定期間避難生活を送る必要が生じたときは、避難所として開設します。 避難所の運営は、避難者自らが協力して行うことを原則とします。 市は、避難者を中心とした避難所の運営体制の確立を支援するとともに、避難所のニーズを把握して必要な支援を行います。	市民生活対策部	
<b>福祉避難所の開設</b> 一般の避難所では生活できない要配慮者を受け入れるための避難所として、社会福祉施設等を福祉避難所として開設します。	市民生活対策部	P.58
<b>避難所の閉鎖</b> ライフラインの復旧や応急仮設住宅等の供給が進んだ段階では、近隣の避難所との統合や、残留避難者の受入れ先を調整の上、避難所を閉鎖します。	市民生活対策部 市民 自主防災組織	P.58

#### 【資料編】

資料集：5-2.指定緊急避難場所、指定避難所、届出避難所一覧

資料集：5-3.福祉避難所一覧

## 第2節 食糧・生活必需品等の供給

### 業務一覧と実施時期の目安

No.	業務	実施時期の目安					
		発災～ 3時間	～24 時間	～3日	～7日	～1か 月	1か月 ～
2-1	食糧・生活必需品等の調達						
2-2	食糧・生活必需品等の供給						
2-3	炊き出しの実施						

### 業務内容

業務内容	実施主体	マニュアル
<b>食糧・生活必需品等の調達</b> 災害のため食糧・生活必需品等の確保が困難な市民のため、食糧・生活必需品等の確保・調達を行います。	総務企画対策部 産業対策部	P.59
<b>食糧・生活必需品等の供給</b> 調達を行った食糧・生活必需品等は、配分計画を作成の上、自主防災組織等の協力を得て各避難所等へ供給します。	総務企画対策部 産業対策部 市民 自主防災組織	P.60
<b>炊き出しの実施</b> 必要に応じて、避難者、近隣住民等と協力して炊き出しを行います。	総務企画対策部 市民生活対策部 市民 自主防災組織	P.60

### 市民のみなさまへ

災害発生直後は、行政による支援がすぐには行き届かない可能性があります。日ごろから3日分（できれば1週間分）の食糧、生活必需品や飲料水の備蓄に努めて下さい。

また、災害発生時の緊急物資や飲料水の運搬・配布、炊き出しの実施には多くの人手が必要になるため、市民のみなさまのご協力をお願いします。

## 第3節 給水活動

### 業務一覧と実施時期の目安

No.	業務	実施時期の目安					
		発災～ 3時間	～24 時間	～3日	～7日	～1か 月	1か月 ～
3-1	給水活動						
3-2	水道施設の応急復旧						

### 業務内容

業務内容	実施主体	マニュアル
<b>給水活動</b> 水道施設の被災により飲料水が確保できない地域において、給水車等を活用して応急的な給水を行います。	住宅水道対策部	P.61
<b>水道施設の応急復旧</b> 水道施設が被災した場合は、速やかに応急復旧を行います。	住宅水道対策部	P.62

#### 【資料編】

資料集：9-4.上水・簡水施設による給水状況

## 第4節 保健衛生活動

### 業務一覧と実施時期の目安

No.	業務	実施時期の目安					
		発災～ 3時間	～24 時間	～3日	～7日	～1か 月	1か月 ～
4-1	防疫活動						
4-2	被災者の健康管理						

### 業務内容

業務内容	実施主体	マニュアル
<p><b>防疫活動</b></p> <p>災害発生時、急速に蔓延するおそれのある感染症を防止するため、保健所と協力し、被災地において消毒等の防疫活動を行います。</p>	保健福祉対策部 五島保健所	P.63
<p><b>被災者の健康管理</b></p> <p>被災者の健康維持のため、保健所と連携し、保健師、管理栄養士等による健康相談及び栄養相談を行います。 また、精神保健福祉センターと連携し、被災者及び救護活動従事者等のメンタルヘルスケアを行います。</p>	保健福祉対策部 五島保健所 精神保健福祉センター	P.64

### 市民のみなさまへ

被災地では、衛生状態の悪化や抵抗力の低下などにより、感染症が蔓延しやすくなります。飲食物の衛生には十分に注意し、手洗いを徹底して下さい。また、体調がおかしいなと感じたときは、早めに救護所や医療機関を受診するようにして下さい。

## 第5節 し尿、生活ごみの処理

### 業務一覧と実施時期の目安

No.	業務	実施時期の目安					
		発災～ 3時間	～24 時間	～3日	～7日	～1か 月	1か月 ～
5-1	し尿の処理						
5-2	生活ごみの処理						

### 業務内容

業務内容	実施主体	マニュアル
<b>し尿の処理</b> 避難所等に仮設トイレを設置するとともに、し尿の汲取りを迅速に行います。	市民生活対策部	P.65
<b>生活ごみの処理</b> 道路交通の状況などを勘案し、遅くとも災害発生後数日後には生活ごみの収集を開始し、一時的に大量に発生した生活ごみを早期に処理します。	市民生活対策部	P.66

#### 【資料編】

資料集：9-6.汚物処理施設、収集運搬車、清掃業者一覧

### 市民のみなさまへ

災害時に市が指定するルールに従って、ごみの分別や集積場所の徹底、避難所等における仮設トイレの維持管理に協力して下さい。

## 第6節 行方不明者の捜索、死体の処理・埋葬

### 業務一覧と実施時期の目安

No.	業務	実施時期の目安					
		発災～ 3時間	～24 時間	～3日	～7日	～1か 月	1か月 ～
6-1	行方不明者の捜索						
6-2	死体の処理						
6-3	死体の埋葬						

### 業務内容

業務内容	実施主体	マニュアル
<b>行方不明者の捜索</b> 警察、海上保安署と協力して、行方不明者の捜索を行います。	消防対策部 五島警察署 海上保安署	P.67
<b>死体の処理</b> 死体の処理場所において死体を受入れ、医師、警察による検視・検案に協力するとともに、死体の洗浄、縫合、消毒等の処理を行います。 死体の処理後、身元が判明している死体は遺族に引渡し、判明しない死体については一時保存します。	市民生活対策部 五島警察署 海上保安署	P.68
<b>死体の埋葬</b> 一定期間身元が判明しない死体について、市において火葬、埋葬を行います。	市民生活対策部	P.69

#### 【資料編】

資料集：9-7.一時遺体安置所及び火葬場一覧表



## 第7節 社会秩序の維持

### 業務一覧と実施時期の目安

No.	業務	実施時期の目安					
		発災～ 3時間	～24 時間	～3日	～7日	～1か 月	1か月 ～
7-1	社会秩序の維持						

### 業務内容

業務内容	実施主体	マニュアル
<b>社会秩序の維持</b> 流言飛語をはじめ、各種の混乱が発生し、または混乱が発生するおそれがあるときは、社会秩序維持のための呼びかけを行います。	総務企画対策部	P.70

**第8節 漂流油による沿岸汚染対策**

## 業務一覧と実施時期の目安

No.	業務	実施時期の目安					
		発災～ 3時間	～24 時間	～3日	～7日	～1か 月	1か月 ～
8-1	漂流油による沿岸汚染対策						

## 業務内容

業務内容	実施主体	マニュアル
<b>漂流油による沿岸汚染対策</b> 船舶からの不法投棄、船舶の遭難、衝突等により漂流油が発生したときは、汚染による被害を未然に防止するため、海上保安署、県、隣接町と連携し、流入防止等の汚染対策を行います。	総務企画対策部 各部 海上保安署	P.71

## 【資料編】

資料集：11-5.五島市沿岸汚染対策要綱

資料集：11-6.漂流油等の沿岸汚染対策指導要綱

# 第5章 復旧への足がかり

## 第1節 住宅の確保

### 業務一覧と実施時期の目安

No.	業務	実施時期の目安					
		発災～ 3時間	～24 時間	～3日	～7日	～1か 月	1か月 ～
1-1	応急仮設住宅の供与						
1-2	住宅の応急修理						
1-3	住宅等に流入した障害物の除去						
1-4	住宅の応急復旧に関する市民への助言・指導						

※災害救助法適用時

### 業務内容

業務内容	実施主体	マニュアル
<p><b>応急仮設住宅の供与</b></p> <p>災害により住宅が全壊、全焼、流失し、自らの力では住宅を確保できない被災者に応急仮設住宅を供与します。</p> <p>応急仮設住宅の供与は、応急仮設住宅を建設するほか、公営住宅や民間賃貸住宅等の空き部屋を活用することにより行います。</p>	市民生活対策部 住宅水道対策部	P.72
<p><b>住宅の応急修理</b></p> <p>災害により住宅が半壊、半焼し、自らの力では住宅の応急修理ができない被災者に対し、生活に必要な最小限度の応急修理を行います。</p>	住宅水道対策部	P.73
<p><b>住宅等に流入した障害物の除去</b></p> <p>住宅等に流入した土石等障害物のため日常生活に著しい支障を及ぼしている被災者に対し、その障害物の除去を行います。</p>	住宅水道対策部	P.73
<p><b>住宅の応急復旧に関する市民への助言・指導</b></p> <p>建築相談窓口を設置し、住宅の応急復旧の技術指導及び融資制度の利用等についての相談に応じます。</p> <p>また、市民が自力で実施する住宅の応急復旧を促進するため、市民への建築業者、建築資機材の供給斡旋を行います。</p>	住宅水道対策部	P.74

### 市民のみなさまへ

災害のため住宅が被災した方に対しては、市やその他の関係機関から各種の支援が行われます。

具体的な支援内容や手続きについては、市の相談窓口にお問い合わせ下さい。

## 第2節 文教対策

### 業務一覧と実施時期の目安

No.	業務	実施時期の目安					
		発災～ 3時間	～24 時間	～3日	～7日	～1か 月	1か月 ～
2-1	応急保育の実施						
2-2	応急教育の実施						
2-3	社会教育施設の応急対策						
2-4	文化財の応急対策						

### 業務内容

業務内容	実施主体	マニュアル
<b>応急保育の実施</b> 保育所、幼稚園、こども園が被災した場合、応急保育の実施場所を確保して応急保育を行います。	保健福祉対策部	P.75
<b>応急教育の実施</b> 学校が被災した場合、施設の状況に応じて応急教育（2部授業の実施、近隣施設の利用等）を行います。	教育対策部	P.76
<b>社会教育施設の応急対策</b> 公民館その他の社会教育施設の被災状況を把握し、被災施設に対して必要な応急措置を行います。	教育対策部	P.77
<b>文化財の応急対策</b> 文化財の価値を維持するため、復旧対策についてその所有者または管理者に指示、指導します。	教育対策部	P.77

#### 市民のみなさまへ

被災地の公立学校は、施設の被災や避難所として利用されることなどにより、一定期間休校になることがあります。学校教育の再開時期や就学援助等の救済措置に関する詳しい内容は、市や通学先の学校にお問い合わせ下さい。

## 第3節 災害廃棄物の処理

### 業務一覧と実施時期の目安

No.	業務	実施時期の目安					
		発災～ 3時間	～24 時間	～3日	～7日	～1か 月	1か月 ～
3-1	災害廃棄物の処理						

### 業務内容

業務内容	実施主体	マニュアル
<b>災害廃棄物の処理</b> 家屋の倒壊等により大量に発生したがれき等の災害廃棄物について、災害廃棄物処理実行計画を作成し、迅速に処理します。	市民生活対策部	P.78

## 第4節 公共土木施設の応急対策

### 業務一覧と実施時期の目安

No.	業務	実施時期の目安					
		発災～ 3時間	～24 時間	～3日	～7日	～1か 月	1か月 ～
4-1	公共土木施設の応急対策						

### 業務内容

業務内容	実施主体	マニュアル
<b>公共土木施設の応急対策</b> 被災した海岸、河川、道路、砂防施設、港湾、漁港等の公共土木施設について、優先順位をつけて応急工事を行います。	農水対策部 住宅水道対策部	P.79

## 第5節 ボランティアの受入れ

### 業務一覧と実施時期の目安

No.	業務	実施時期の目安					
		発災～ 3時間	～24 時間	～3日	～7日	～1か 月	1か月 ～
5-1	災害ボランティアセンターの設置・運営支援						
5-2	ボランティア活動の全体像の把握						

### 業務内容

業務内容	実施主体	マニュアル
<b>災害ボランティアセンターの設置・運営支援</b> 五島市社会福祉協議会に設置される災害ボランティアセンターの設置・運営支援を行います。	総務企画対策部 五島市社会福祉協議会	P.81
<b>ボランティア活動の全体像の把握</b> ボランティアに関わる各機関、団体と情報を共有して被災者のニーズや支援活動の全体像を把握し、連携のとれた支援活動を展開するよう努めます。	総務企画対策部 五島市社会福祉協議会	P.81

## 第6節 農林水産業の応急対策

### 業務一覧と実施時期の目安

No.	業務	実施時期の目安					
		発災～ 3時間	～24 時間	～3日	～7日	～1か 月	1か月 ～
6-1	農林水産業者への指導、助言						
6-2	家畜の保護						
6-3	貯木の流出防止						

### 業務内容

業務内容	実施主体	マニュアル
<b>農林水産業者への指導、助言</b> 農地、林地、農林畜産業用施設、水産施設の被害状況を把握し、農林水産業者へ必要な指導、助言を行います。	農水対策部	P.82
<b>家畜の保護</b> 畜舎が倒壊した場合等における家畜の避難や、死亡した家畜の処理について指導します。	農水対策部	P.82
<b>貯木の流出防止</b> 台風、高潮、津波等により沿岸貯木場における貯木の流出のおそれがある場合、五島森林組合と連携して流出防止措置を行います。	農水対策部 五島森林組合	P.83



## 第4部 災害復旧・復興計画

# 第1章 公共施設の災害復旧

## 第1節 公共施設の災害復旧

### 業務一覧と実施時期の目安

No.	業務	実施時期の目安					
		発災～ 3時間	～24 時間	～3日	～7日	～1か 月	1か月 ～
1-1	災害復旧事業の実施						
1-2	財源の確保						

### 業務内容

業務内容	実施主体	マニュアル
<p><b>災害復旧事業の実施</b></p> <p>被災した公共施設を速やかに復旧し、市民の生活基盤の整備を進めます。</p> <p>なお、災害復旧事業は、国の負担や補助を受けて実施します。特に大規模な被害が発生し、国が激甚災害として指定した場合は、国庫補助率の嵩上げ措置が講じられます。</p>	総務企画対策部 保健福祉対策部 産業対策部 農水対策部 住宅水道対策部 教育対策部	P.84
<p><b>財源の確保</b></p> <p>災害復旧に係る必要な経費の全体像を把握するとともに、各種災害復旧事業制度、地方債制度及び地方交付税制度を踏まえて資金計画を策定し、災害復旧に必要な財源を確保します。</p>	総務企画対策部	P.88

## 第2章 生活再建

### 第1節 企業等の再建支援

#### 業務一覧と実施時期の目安

No.	業務	実施時期の目安					
		発災～ 3時間	～24 時間	～3日	～7日	～1か 月	1か月 ～
1-1	農林漁業災害復旧資金の相談・斡旋						
1-2	中小企業の再建資金の相談・斡旋						

#### 業務内容

業務内容	実施主体	マニュアル
<b>農林漁業災害復旧資金の相談・斡旋</b> 被災した農林漁業者への各種支援制度を広報するとともに、相談窓口を開設し、相談に応じます。	農水対策部	P.89
<b>中小企業の再建資金の相談・斡旋</b> 被災した中小企業への各種支援制度を広報するとともに、相談窓口を開設し、相談に応じます。	産業対策部	P.90

## 第2節 被災者の生活再建支援

### 業務一覧と実施時期の目安

No.	業務	実施時期の目安					
		発災～ 3時間	～24 時間	～3日	～7日	～1か 月	1か月 ～
2-1	罹災証明書の交付及び被災者台帳の作成						
2-2	被災者の生活再建支援						

### 業務内容

業務内容	実施主体	マニュアル
<b>罹災証明書の交付及び被災者台帳の作成</b> 被災家屋の被害認定調査を行い、結果を被災者台帳にとりまとめます。 また、被災者からの申請により、罹災証明書を発行します。	総務企画対策部	P.91
<b>被災者の生活再建支援</b> 被災者の生活再建のための各種支援制度を広報するとともに、相談窓口を開設し、相談に応じます。	総務企画対策部	P.92

## 第3節 義援金品の受付・配分

### 業務一覧と実施時期の目安

No.	業務	実施時期の目安					
		発災～ 3時間	～24 時間	～3日	～7日	～1か 月	1か月 ～
3-1	義援金の受付・配分						
3-2	義援品の受付・配分						

### 業務内容

業務内容	実施主体	マニュアル
<b>義援金の受付・配分</b> 県、日本赤十字社長崎県支部等と義援金募集（配分）委員会を組織し、義援金の募集、受付及び配分を行います。	総務企画対策部	P.93
<b>義援品の受付・配分</b> 義援品の受入を行い、避難所等へ配分します。 募集にあたっては、被災地のニーズを把握し、受入れを希望する物資、希望しない物資をリスト化します。	総務企画対策部 産業対策部	P.94

#### 市民のみなさまへ

行政が行う被災者の生活再建支援内容は多岐にわたります。具体的な支援内容や申請手続きについては、市の相談窓口にお問い合わせ下さい。

また、罹災証明書は、被災者の住宅が被災した事実を公的に認める証明書であり、保険金や被災者救護施策の受給資格を決める根拠となります。被害の程度により支援内容が異なる場合がありますので、市の相談窓口にお問い合わせ下さい。

## 第3章 災害復興

### 第1節 災害復興

#### 業務一覧と実施時期の目安

No.	業務	実施時期の目安					
		発災～ 3時間	～24 時間	～3日	～7日	～1か 月	1か月 ～
1-1	災害復興計画の策定						
1-2	災害復興事業の実施						

#### 業務内容

業務内容	実施主体	マニュアル
<b>災害復興計画の策定</b> 災害復興本部を設置し、被災後の市の再建を計画的・総合的に進めるための災害復興計画を策定します。 災害復興計画の策定においては、市民等の参画を得るものとしします。	総務企画対策部	P.95
<b>災害復興事業の実施</b> 災害復興計画に基づき、分野ごとの事業計画を策定して災害復興事業を推進します。	各部	P.95

#### 市民のみなさまへ

災害復興計画は、多様な分野に及ぶものであり、将来の市民生活に密接に関わるものになります。災害復興計画を策定するときは、市が呼びかけるさまざまな機会を通じて積極的に意見をお寄せ下さい。

また、災害からの復興は、非常に長い期間と大きな労力が必要になるため、自助、共助、公助がそれぞれの役割を果たし、協働して取り組むことが求められます。復興の過程では、被災した市民は地域コミュニティの再生や地域の活性化に努めるなど、地域の様々な課題への取組にご協力下さい。